

議案第1号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

阪神水道企業団
企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(昭和27年条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 8 まで 省略 9 <u>削除</u>	附 則 1 から 8 まで 省略 9 <u>当分の間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u> <u>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級にお</u>

<p>10 削除</p> <p>11 削除</p> <p>別 表 (別紙 1 のとおり)</p>	<p>る最低の号給の給料月額に達しない場合 (以下この項及び附則第11項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額 (以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。))</p> <p>(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)</p> <p>10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</p> <p>11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別 表 (別紙 2 のとおり)</p>
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 別表を別紙2に記載する別表から別紙1に記載する別表に改める。

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から10まで 省略</p> <p>11 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から10まで 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）</u></p> <p>11 <u>平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成23年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。</u></p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

第3条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から5まで 省略</p> <p>6 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から5まで 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>（平成32年3月31日までの間における特例）</u></p> <p>6 <u>平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に限</u></p>

	<p><u>り、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から4,000円を減じた額（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下「特例期間給料月額」という。）を支給する。</u></p> <p><u>（特例に伴う経過措置）</u></p>
<p>7 <u>削除</u></p>	<p>7 <u>特例期間の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員（次項に規定する職員を除く。）で、特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>
<p>8 <u>削除</u></p>	<p>8 <u>切替日の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員で、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第2号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に同項の規定による差額に相当する額を加えた額に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>
<p>9 <u>削除</u></p>	<p>9 <u>この条例の施行の日以降に新たに給与条例別表の給料表の適用を受けることとなっ</u></p>

<p>10 削除</p>	<p><u>た職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前3項の規定に準じて給料を支給する。</u></p>
<p>11 削除</p>	<p>10 <u>給料月額を減額された職員について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>11 <u>特例期間における阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第81号）第10項の規定に基づき支給される地域手当の算出基礎となる給料及び給与条例第21条に規定する休職者の給料は、第6項の規定により減ぜられた給料とする。ただし、第7項又は第8項の規定により特例期間給料月額のほか、差額に相当する額が支給される職員若しくは第9項又は第10項の規定により給料を支給される職員（次項において「差額支給職員等」という。）については、当該各項の規定により支給される給料の合計額（次項において「実支給給料月額」という。）とする。</u></p>
<p>12 削除</p>	<p>12 <u>特例期間における給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第6項から第10項までの規定にかかわらず、給与条例別表の給料表に基づきその職員が属する職務の級の号給の給料月額（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）とする。ただし、差額支給職員等の勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、実支給給料月額とする。</u></p>
<p>13及び14 省略</p>	<p>13及び14 省略</p>
<p>備考</p>	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 |
|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第9項の規定により、給与が減ぜられて支給された職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした額）に達しないこととなる職員（企業長の定める職員を除く。）には、その達しない期間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定の適用について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 7 前項の規定により給料月額を減額された職員について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 8 施行日以降に新たに給与条例別表の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前3項の規定に準じて給料を支給する。

（地域手当の算出の基礎となる給料月額等）

- 9 前4項の規定により給料を支給される職員の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第81号）附則第10項の規定に基づき支給される地域手当の算出の

基礎となる給料月額及び給与条例第21条に規定する休職者の給料は、前4項の規定により当該職員に支給される額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

- 10 第5項から第8項までの規定により給料を支給される職員の給与条例第12条から第15条まで及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第6号)第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第5項から第8項までの規定により当該職員に支給される額を基礎として、給与条例第17条の規定により算出して得た額とする。

(補則)

- 11 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は別に定める。

(理由)

一般職員の給与について、人事院勧告及び他の地方公共団体の改正状況並びに企業団の給与水準等の事情等を考慮して改正しようとするものである。

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	130,600	141,800	189,500	230,300	247,600	293,100	364,800
	2	131,400	142,500	191,100	231,800	249,300	295,300	367,900
	3	132,200	143,200	192,700	233,400	251,000	297,500	370,900
	4	133,000	143,900	194,200	234,900	252,900	299,800	373,800
	5	133,600	144,700	195,600	236,700	254,500	302,100	376,900
	6	134,400	145,600	197,300	238,500	256,500	304,600	380,100
	7	135,200	146,500	199,000	240,200	258,300	307,100	383,200
	8	136,000	147,400	200,700	241,800	260,400	309,700	386,400
	9	136,800	148,300	202,100	243,500	262,400	312,100	387,600
	10	137,700	149,500	203,800	245,400	264,500	314,700	391,100
	11	138,600	150,700	205,600	247,000	266,600	317,300	393,900
	12	139,500	151,900	207,400	248,700	268,700	319,800	397,000
	13	140,300	153,000	208,800	250,400	270,900	322,500	398,800
	14	141,200	154,600	210,700	252,200	273,000	325,300	402,000
	15	142,100	156,200	212,400	254,100	275,300	328,200	404,600
	16	143,000	157,800	214,200	256,100	277,500	330,900	407,900
	17	143,700	159,200	216,100	257,800	279,900	333,800	410,400
	18	144,900	160,900	218,100	260,000	282,200	336,600	413,200
	19	146,100	162,600	220,100	262,100	284,500	339,300	415,700
	20	147,300	164,300	221,900	264,100	286,800	342,200	418,500
	21	148,300	165,900	223,300	266,100	289,000	344,900	420,800
	22	149,800	167,700	225,300	268,200	291,100	347,900	424,000
	23	151,300	169,500	227,300	270,300	293,500	350,800	426,300
	24	152,800	171,300	229,300	272,400	295,800	353,800	429,300
	25	154,300	173,000	231,100	274,500	297,900	356,200	431,500
	26	156,000	174,800	232,800	276,600	300,200	359,000	434,600
	27	157,700	176,600	234,800	278,700	302,500	361,600	437,400
	28	159,400	178,400	236,800	280,800	304,900	364,500	440,000
	29	161,200	180,000	238,600	283,000	307,000	367,100	442,700
	30	163,000	181,900	240,500	285,100	309,400	370,000	445,300
	31	164,800	183,800	242,200	287,100	311,700	372,600	447,200
	32	166,600	185,700	244,000	289,000	314,100	375,500	449,900
	33	168,400	187,300	245,900	290,800	315,900	378,100	451,900
	34	170,100	189,100	247,500	292,900	318,300	380,700	454,300

35	171,800	190,900	249,500	295,000	320,600	383,100	456,400
36	173,500	192,700	251,400	297,000	323,000	385,800	458,600
37	175,100	194,500	253,000	298,800	325,200	387,800	460,600
38	176,800	196,300	254,700	301,000	327,600	390,100	462,500
39	178,500	198,100	256,500	303,200	329,900	392,000	464,000
40	180,200	199,900	258,300	305,300	332,300	394,300	465,600
41	181,900	201,700	260,000	307,200	334,500	396,300	467,000
42	183,200	203,500	261,800	309,500	336,800	398,100	468,500
43	184,500	205,300	263,500	311,700	339,000	400,100	469,900
44	185,800	207,100	265,200	313,900	341,300	401,900	471,800
45	186,900	209,000	266,800	316,000	343,300	403,300	473,600
46	187,800	210,900	268,600	317,800	345,000	404,900	475,100
47	188,600	212,800	270,400	319,500	346,900	406,400	476,600
48	189,500	214,700	272,300	321,300	348,800	408,000	478,200
49	190,200	216,300	274,100	323,000	350,100	409,600	479,700
50	191,000	218,000	275,900	324,600	351,600	410,200	480,900
51	191,800	219,800	277,700	326,300	353,100	411,400	482,200
52	192,600	221,400	279,600	327,900	354,500	412,500	483,400
53	193,300	223,200	281,500	329,400	356,000	413,600	484,400
54	194,100	224,800	283,300	331,100	357,400	414,400	485,600
55	194,900	226,200	285,000	332,700	358,700	415,300	486,700
56	195,700	227,700	287,000	334,200	360,100	416,400	487,800
57	196,500	229,300	288,900	335,700	361,500	417,300	488,700
58	197,200	230,800	290,800	337,700	362,700	418,000	489,700
59	197,900	232,200	292,200	339,600	363,700	419,000	490,500
60	198,600	233,600	294,100	341,500	364,900	420,000	491,500
61	199,100	235,000	296,000	343,400	366,000	420,700	492,400
62		236,300	298,100	345,000	367,000	421,500	493,200
63		237,800	300,000	346,800	368,100	422,500	494,100
64		239,100	302,000	348,600	369,100	423,400	495,000
65		240,400	304,200	350,200	370,100	424,200	495,700
66		241,800	306,500	351,800	371,100	425,000	496,600
67		243,300	308,900	353,300	372,100	426,000	497,500
68		244,700	311,300	354,700	373,100	426,900	498,200
69		245,900	313,200	356,100	373,900	427,700	499,100
70		247,300	314,700	357,600	374,800	428,600	499,900
71		248,700	316,100	358,900	375,700	429,600	500,600

72	250, 100	317, 400	360, 300	376, 300	430, 500	501, 400
73	251, 300	318, 600	361, 600	377, 200	431, 200	502, 200
74	252, 200	319, 900	362, 400	377, 500	432, 100	502, 900
75	253, 200	321, 100	363, 100	378, 100	433, 000	503, 700
76	254, 200	322, 300	363, 900	378, 700	433, 900	504, 500
77	255, 100	323, 300	364, 600	379, 000	434, 700	505, 100
78	256, 100	324, 100	365, 300	379, 900	435, 500	505, 800
79	257, 100	325, 000	366, 000	380, 900	436, 400	506, 500
80	258, 100	325, 900	366, 700	381, 800	437, 300	507, 200
81	259, 000	326, 200	367, 400	382, 400	438, 100	507, 800
82	259, 900	327, 000	368, 100	383, 300	439, 000	
83	260, 800	327, 800	368, 800	384, 200	439, 900	
84	261, 600	328, 600	369, 400	385, 200	440, 700	
85	262, 300	329, 400	370, 100	386, 000	441, 700	
86	263, 100	330, 200	370, 800	386, 800	442, 500	
87	263, 900	330, 900	371, 500	387, 600	443, 400	
88	264, 700	331, 700	372, 200	388, 500	444, 200	
89	265, 300	332, 400	372, 700	389, 300	445, 000	
90	266, 000	333, 000	373, 300	390, 100	445, 900	
91	266, 700	333, 600	373, 800	390, 900	446, 800	
92	267, 400	334, 200	374, 400	391, 800	447, 600	
93	268, 000	334, 600	375, 000	392, 600	448, 400	
94			375, 700	393, 500	449, 300	
95			376, 200	394, 400	450, 200	
96			376, 700	395, 100	451, 000	
97			377, 200	395, 800	451, 800	
98			377, 700	396, 300	452, 600	
99			378, 200	396, 800	453, 400	
100			378, 700	397, 300	454, 100	
101			379, 200	397, 600	454, 900	
102			379, 600	398, 100	455, 700	
103			380, 000	398, 500	456, 500	
104			380, 400	399, 000	457, 200	
105			380, 800	399, 400	457, 900	
106			381, 200	399, 900	458, 600	
107			381, 600	400, 400		
108			382, 000	400, 900		
109			382, 400	401, 300		

	110				382,800	401,700		
	111				383,200	402,200		
	112				383,600	402,700		
	113				384,000	403,100		
	114				384,400	403,600		
	115				384,800	404,000		
	116				385,200	404,500		
	117				385,500	405,000		
	118				385,800	405,500		
	119				386,100	405,900		
	120				386,400	406,400		
	121				386,700	406,800		
	122				387,000	407,300		
	123				387,300	407,800		
	124				387,600	408,300		
	125				387,900	408,700		
	126				388,200	409,200		
	127				388,500	409,700		
	128				388,800	410,100		
	129				389,100	410,600		
	130				389,400			
	131				389,700			
	132				390,000			
	133				390,300			
	134				390,600			
	135				390,900			
	136				391,200			
	137				391,500			
	138				391,800			
	139				392,100			
再任用 職員		149,500	186,300	249,900	274,700	285,100	322,100	388,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員 以外の 職員	1	130,600	141,800	191,400	230,300	247,600	293,100	364,800
	2	131,400	142,500	193,000	231,800	249,300	295,300	367,900
	3	132,200	143,200	194,600	233,400	251,000	297,500	370,900
	4	133,000	143,900	196,200	234,900	252,900	299,800	373,800
	5	133,600	144,700	197,600	236,700	254,500	302,100	376,900
	6	134,400	145,600	199,300	238,500	256,500	304,600	380,100
	7	135,200	146,500	201,000	240,200	258,300	307,100	383,200
	8	136,000	147,400	202,700	241,800	260,400	309,700	386,400
	9	136,800	148,300	204,100	243,500	262,400	312,100	387,600
	10	137,700	149,500	205,900	245,400	264,500	314,700	391,100
	11	138,600	150,700	207,700	247,000	266,600	317,300	393,900
	12	139,500	151,900	209,500	248,700	268,700	319,800	397,000
	13	140,300	153,000	210,900	250,400	270,900	322,500	398,800
	14	141,200	154,600	212,800	252,200	273,000	325,300	402,000
	15	142,100	156,200	214,500	254,100	275,300	328,200	404,600
	16	143,000	157,800	216,400	256,100	277,500	330,900	407,900
	17	143,700	159,200	218,300	257,800	279,900	333,800	410,400
	18	144,900	160,900	220,300	260,000	282,200	336,600	413,200
	19	146,100	162,600	222,300	262,100	284,500	339,300	415,700
	20	147,300	164,300	224,100	264,100	286,800	342,200	418,500
	21	148,300	165,900	225,600	266,100	289,000	344,900	420,800
	22	149,800	167,700	227,600	268,200	291,100	347,900	424,000
	23	151,300	169,500	229,600	270,300	293,500	350,800	426,300
	24	152,800	171,300	231,600	272,400	295,800	353,800	429,300
	25	154,300	173,000	233,400	274,500	297,900	356,200	431,500
	26	156,000	174,800	235,200	276,600	300,200	359,000	434,600
	27	157,700	176,600	237,200	278,700	302,500	361,600	437,400
	28	159,400	178,400	239,200	280,800	304,900	364,500	440,000
	29	161,200	180,000	241,000	283,000	307,000	367,100	442,700
	30	163,000	181,900	242,900	285,100	309,400	370,000	445,300
	31	164,800	183,800	244,600	287,100	311,700	372,600	447,200
	32	166,600	185,700	246,500	289,000	314,100	375,500	449,900
	33	168,400	187,300	248,400	290,800	315,900	378,100	451,900
	34	170,100	189,100	250,000	292,900	318,300	380,700	454,300

35	171,800	190,900	252,000	295,000	320,600	383,100	456,400
36	173,500	192,700	253,900	297,000	323,000	385,800	458,600
37	175,100	194,500	255,600	298,800	325,200	387,800	460,600
38	176,800	196,300	257,300	301,000	327,600	390,100	462,500
39	178,500	198,100	259,100	303,200	329,900	392,000	464,000
40	180,200	199,900	260,900	305,300	332,300	394,300	465,600
41	181,900	201,700	262,600	307,200	334,500	396,300	467,000
42	183,200	203,500	264,400	309,500	336,800	398,100	468,500
43	184,500	205,300	266,200	311,700	339,000	400,100	469,900
44	185,800	207,100	267,900	313,900	341,300	401,900	471,800
45	186,900	209,000	269,500	316,000	343,300	403,300	473,600
46	187,800	210,900	271,300	317,800	345,000	404,900	475,100
47	188,600	212,800	273,100	319,500	346,900	406,400	476,600
48	189,500	214,700	275,000	321,300	348,800	408,000	478,200
49	190,200	216,300	276,900	323,000	350,100	409,600	479,700
50	191,000	218,000	278,700	324,600	351,600	410,200	480,900
51	191,800	219,800	280,500	326,300	353,100	411,400	482,200
52	192,600	221,400	282,400	327,900	354,500	412,500	483,400
53	193,300	223,200	284,300	329,400	356,000	413,600	484,400
54	194,100	224,800	286,200	331,100	357,400	414,400	485,600
55	194,900	226,200	287,900	332,700	358,700	415,300	486,700
56	195,700	227,700	289,900	334,200	360,100	416,400	487,800
57	196,500	229,300	291,800	335,700	361,500	417,300	488,700
58	197,200	230,800	293,700	337,700	362,700	418,000	489,700
59	197,900	232,200	295,200	339,600	363,700	419,000	490,500
60	198,600	233,600	297,100	341,500	364,900	420,000	491,500
61	199,100	235,000	299,000	343,400	366,000	420,700	492,400
62		236,300	301,100	345,000	367,000	421,500	493,200
63		237,800	303,000	346,800	368,100	422,500	494,100
64		239,100	305,100	348,600	369,100	423,400	495,000
65		240,400	307,300	350,200	370,100	424,200	495,700
66		241,800	309,600	351,800	371,100	425,000	496,600
67		243,300	312,000	353,300	372,100	426,000	497,500
68		244,700	314,400	354,700	373,100	426,900	498,200
69		245,900	316,400	356,100	373,900	427,700	499,100
70		247,300	317,900	357,600	374,800	428,600	499,900
71		248,700	319,300	358,900	375,700	429,600	500,600

72	250,100	320,600	360,300	376,300	430,500	501,400
73	251,300	321,800	361,600	377,200	431,200	502,200
74	252,200	323,100	362,800	377,500	432,100	502,900
75	253,200	324,300	363,900	378,100	433,000	503,700
76	254,200	325,600	365,100	378,700	433,900	504,500
77	255,100	326,600	366,200	379,000	434,700	505,100
78	256,100	327,400	367,300	379,900	435,500	505,800
79	257,100	328,300	368,400	380,900	436,400	506,500
80	258,100	329,200	369,400	381,800	437,300	507,200
81	259,000	329,500	370,400	382,400	438,100	507,800
82	259,900	330,300	371,400	383,300	439,000	
83	260,800	331,100	372,400	384,200	439,900	
84	261,600	331,900	373,300	385,200	440,700	
85	262,300	332,700	374,300	386,000	441,700	
86	263,100	333,500	375,300	386,800	442,500	
87	263,900	334,200	376,300	387,600	443,400	
88	264,700	335,000	377,300	388,500	444,200	
89	265,300	335,800	378,100	389,300	445,000	
90	266,000	336,400	379,000	390,100	445,900	
91	266,700	337,000	379,800	390,900	446,800	
92	267,400	337,600	380,700	391,800	447,600	
93	268,000	338,000	381,600	392,600	448,400	
94			382,600	393,500	449,300	
95			383,400	394,400	450,200	
96			384,200	395,100	451,000	
97			385,000	395,800	451,800	
98			386,000	396,800	452,600	
99			387,000	397,800	453,400	
100			387,900	398,700	454,100	
101			388,600	399,300	454,900	
102			389,400	400,200	455,700	
103			390,300	401,000	456,500	
104			391,200	401,900	457,200	
105			392,000	402,600	457,900	
106			392,900	403,500	458,600	
107			393,600	404,400	459,300	
108			394,400	405,300	460,000	
109			395,300	406,000	460,500	

110	396,200	406,800	461,200
111	397,100	407,700	461,900
112	397,800	408,600	462,600
113	398,500	409,400	463,300
114	399,500	410,300	463,800
115	400,400	411,100	464,400
116	401,300	412,000	465,000
117	402,000	412,900	465,600
118	402,800	413,800	466,000
119	403,700	414,600	466,300
120	404,600	415,500	466,600
121	405,300	416,300	467,000
122	406,200	417,300	
123	407,000	418,200	
124	407,800	419,200	
125	408,500	420,000	
126	409,400	420,900	
127	410,200	421,800	
128	411,100	422,600	
129	411,700	423,500	
130	412,600	424,400	
131	413,400	425,200	
132	414,300	426,000	
133	415,100	426,900	
134	416,100	427,800	
135	416,900	428,700	
136	417,700	429,600	
137	418,500	430,400	
138	419,500	431,300	
139	420,500	432,200	
140	421,400	433,100	
141	422,300	434,000	
142	423,200	434,900	
143	424,100	435,800	
144	425,000	436,700	
145	425,800	437,700	
146	426,800	438,500	

	147				427,600	439,400		
	148				428,500	440,300		
	149				429,300	441,300		
	150				430,300	442,000		
	151				431,200	442,900		
	152				432,100	443,800		
	153				432,800	444,800		
	154				433,800			
	155				434,700			
	156				435,600			
	157				436,500			
	158				437,400			
	159				438,300			
	160				439,200			
	161				440,100			
再任用 職員		149,500	186,300	249,900	274,700	285,100	322,100	388,800